

令和元年 第 11 回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 令和元年 11 月 15 日（金）午前 10 時 30 分～午後 0 時 04 分
2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4 階 正庁ホール
3. 出席委員数 15 名
4. 欠席委員数 0 名

会長	15 番	後藤 敏生	出						
委員	1 番	麻生祐三子	出	6 番	津高 昭基	出	11 番	神志那静清	出
	2 番	後藤 綾子	出	7 番	森田 孝市	出	12 番	工藤 妙子	出
	3 番	田島 茂	出	8 番	小野伊八郎	出	13 番	神田 隆善	出
	4 番	清田 義幸	出	9 番	衛藤 英教	出	14 番	安藤 哲生	出
	5 番	木津 一秀	出	10 番	矢野 源平	出			

5. 議事録署名委員の指名

3 番 田島 茂 4 番 清田 義幸

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 衛藤 成史
 係 長 藤田 鉄也
 係 員 川原 一仁 後藤 海帆 川野 展弥

7. 議事日程

- (1) 議案第 63 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて
- (2) 議案第 64 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について
- (3) 議案第 65 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用配分計画（案）について
- (4) 議案第 66 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (5) 議案第 67 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- (6) 議案第 68 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- (7) 議案第 69 号 現況証明（非農地証明）について
- (8) 議案第 70 号 空き家に付随した農地の指定について
- (9) 議案第 71 号 農地移動適正化斡旋委員の指名について
- (10) 議案第 72 号 令和 2 年度豊後大野市農地利用最適化推進施策に関する意見・要望について

8. 会議の概要

事務局

会長に報告いたします。本日の出席委員は、15名です。

過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。

それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。

(1) 開 会

議長

みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。（以下省略）

皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしくお願いします。

それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は15名であります。

開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。また、その発言につきましては、議事録に記載されることとなりますので、簡潔かつ明瞭にお願いします。合せて、携帯電話については、電源を切っていただくか、マナーモードにしてください。

それでは、ただいまから令和元年第11回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

（とき：午前10時46分）

(2) 議事録署名委員の指名

議長

日程2の議事録署名委員の指名ですが、豊後大野市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、私（議長）から指名いたします。

3番 田島茂 委員、4番 清田義幸 委員にお願いします。

(3) 報告事項

議長

日程3の報告事項に入ります。

まず、会長報告及び各種報告であります。令和元年第10回定例総会から本日の令和元年第11回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。まずは、資料1をご覧ください。

その中から、※のついた4点について、会長報告として3ページ以降にまとめていますので、ご報告いたします。

（資料1の会長報告を朗読）

議長

私からの報告は、以上です。

議長

続きまして、役員会から報告があります。

それでは、14 番の 安藤哲生 副会長 報告をお願いします。

副会長

副会長の安藤哲生です。

10 月 30 日に行いました役員会の結果について 2 点報告いたします。

まず 1 点目ですが、「令和 2 年度豊後大野市農政施策に関する意見・要望」についてです。

10 月 18 日の農政委員会で取りまとめた内容を項目ごとに協議を行った結果、内容的に委員皆様方から提出いただいた意見・要望や 9 月に開催された「明日の農政を考える集い」で代表者から出された意見・要望が適正に反映された要望書となっており、本日の定例総会でご審議を頂きたいと思えます。

2 点目ですが、人権研修を 12 月の定例総会終了後、実施します。皆さんご出席お願いします。

議長

続きまして、委員報告ですが、まず当農業委員会から「人・農地プラン策定検討会」委員に選任されています 34 番 河野広一 委員から報告があります。河野委員よろしくお願いたします。

34 番委員

34 番の河野広一です。

10 月 24 日午後 2 時から市役所において開かれました令和元年度第 1 回人・農地プラン策定検討会に私と 12 番工藤妙子委員が出席しましたので報告します。

会議では、最初に、担当者から経過報告や今後の推進方針の説明が行われ、平成 30 年度までに取組を行った集落数は、各町に町プランを作成したことにより、本市のセンサスによる集落数 323 集落の全集落がカバーされ、プラン数も 74 に増加したと報告がありました。

続いて協議事項では、今年度の人・農地プラン原案の内容検討を行い、三重町の三重町地区と深野地区、清川町の清川町地区、朝地町の朝地町地区、大野町の大野原地区、犬飼町の犬飼町地区と下山奥地区の合わせて 7 地区のプランの内容を検討した結果、適正な内容となっております。

以上、報告を終わります。

議長

以上で報告事項を終わります。

(4) 議事

議長

これより、日程 4 の議事に入ります。

まず、「議案第 63 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて」を議題とします。

それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課

農業振興課農政企画係の鎌倉です。よろしくお願いたします。

それでは、農地転用見込みについて説明させていただきます。

事前に配布いたしました別冊議案書、議案第 63 号をご覧ください。議案第 63 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて、農業振興地域整備計画の変更をするために、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき、農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて農業委員会の意見を求める。令和元年 11 月 15 日提出 豊後大野市長 川野文敏。続きまして、2 ページをお開きください。(議案書に基づいて農用地利用計画変更一覧表を朗読) 以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。

ここで、番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、地区審査会の報告を求めます。まず番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件を 13 番 神田隆善 委員にお願いいたします。

13 番委員 13 番 三重の神田隆善です。

11 月 7 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 1 番・2 番・3 番の案件については、一体利用するため関連がありますので一括して報告したいと思います。

申請人 案件 1 番 故●●●●さん 相続人代表●●●●さん、案件 2 番●●●●さん、案件 3 番●●●●さんの農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてであります。

社会福祉法人●●●●が既存施設の老朽化のため、移転を計画し、適当な土地を探したところ、申請地の地権者との同意が出来たため、除外をお願いしたい、とのことであります。

許可基準は、第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の g の (a) の、「土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用する事ができる事業」に該当し、農地転用の許可の要否は、第 5 条申請が必要となります。

地区審査会の意見としましては、第 1 種農地であるが、福祉施設への転用は例外的に許可することができる場合に該当し、転用は可能であるとなりました。

以上、報告します。

議長 それでは、この件につきまして、事務局より補足説明があります。

事務局 農業委員会事務局の川原です。

議案第 63 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについての補足説明であります。配布しています資料 2 をご覧ください。

申請地は今回、除外が成立すると、昭和 60 年 12 月に換地しているため第 1 種農地となります。

転用申請を予定している、社会福祉法人●●●●になります。

転用の許可要件については、第 2-1-(1) -イ- (イ) -g の公益性が高い事業 で (a) 土地収用法で収用できる事業 のなかに社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設に該当します。

社会福祉法人●●●●は、社会福祉法で定められた社会福祉事業の用に供する施設が老

朽化したため申請地への移転を計画し、転用申請する予定です。

なお、この件につきましては県に協議済みです。

議長 続いて番号4番の1案件を1番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。

1番委員 1番 緒方の麻生祐三子です。

11月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号2番の案件については、申請者●●●●さんの農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてであります。

申請地は、当該地の所有者は維持管理のみを行っていますが、高齢で耕作が困難な状況にあります。今後は売買で譲渡し、太陽光発電施設用地として有効活用してもらう計画があるため除外をお願いしたいと思い申請を行ったものです。

変更後の農地区分は、中山間地域等に存在する小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地のその他の農地となります。

許可基準は、第2の1の(1)の(イ)の「申請地に代えて他の土地では、事業の目的を達成することが出来ないため」に該当します。

農地転用の許可の可否は、第5条申請が必要となります。

地区審査会の意見としましては、除外後の農地区分は、第2種農地のその他の農地に該当し、代替地がなければ、転用は可能である。となりました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第63号の番号1番から番号4番までの4案件について、これより質疑を許可します。

10番委員 10番 朝地の矢野源平です。

番号1番から番号4番までの4案件についてですが、土地の価格が反当いくらなのか、分かれば教えてください。他の周囲の土地に影響が出ると思われるので知りたいのですが。

事務局 農業委員会が土地の価格を公表することはできません。

議長 他に質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第63号については、意見を求められております。審査報告は、番号1番から番号4番までの4案件につきましては、「転用は可能である」とのことです。この意見でよろしいでしょうか、賛成する委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第63号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて」の番号1番から番号4番までの4案件については、地区審査会の審査意見のとおりとします。

議長 続いて「議案第 64 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について」及び「議案第 65 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について」は関連がありますので、一括して説明いたします。

それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課農政企画係の佐々木です。よろしくお願いします。

私からは農用地利用集積計画について説明させていただきます。それでは 3 ページの議案第 64 号をご覧ください。議案第 64 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について、農用地利用集積計画を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。令和元年 11 月 15 日提出 豊後大野市長 川野文敏。続きまして 4 ページをご開きください。4 ページには令和元年 11 月 18 日公告予定分集計を載せております。（議案書に基づいて令和元年 11 月 18 日公告予定分を朗読）以上です。

続きまして、農用地利用配分計画について説明させていただきます。6 ページの議案第 65 号をご覧ください。議案第 65 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について、農用地利用配分計画（案）を別紙のとおり策定するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。令和元年 11 月 15 日提出 豊後大野市長 川野文敏。続きまして 7 ページをお開きください。7 ページには農用地利用配分計画 4 件の一覧表を載せております。（議案書に基づいて農用地利用配分計画（案）を朗読）以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。

この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 質疑無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第 64 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 64 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定されました。

議長 次に、議案第 65 号については、意見を求められております。これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声あり

議長 質疑無いようでありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第 65 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 65 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について」は、原案のとおり「問題ない」といたします。

議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。
（とき、午前 11 時 12 分）

議長 それでは、再開します。
（とき、午前 11 時 13 分）

議長 次に「議案第 66 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案書の 1 ページをご覧ください。あわせて、本日お配りしました概要書もお開きください。
「議案第 66 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」
（議案書のとおり、番号 1 番から番号 3 番の 3 案件について朗読）
以上、説明を終わります。

議長 それでは、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、地区審査会の報告を求めます。

議長 番号 1 番の 1 案件を 24 番 衛藤徳人 委員にお願いいたします。

24番委員 24 番 緒方の衛藤 徳人です。11月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号1番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さんへの売買による所有権移転であります。

申請地は耕作上利便性が良いことから、譲受人が15年前から経営してきた農地でした。この度、正式に譲渡人に譲って欲しいと相談したところ、売買での話がまとまり、申請を行ったものです。

譲受人の権利取得後の経営面積は、305アールとなり下限面積の40アールを超えています。

また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上報告します。

議長 次に、番号2番の1案件を29番 古澤正義 委員にお願いいたします。

29番委員 29番 緒方の古澤正義です。11月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号2番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さんへの贈与による所有権移転であります。

譲受人は実家のある緒方町大化で母と畜産業を営んでおり、牧草を1ha程度作付けしていますが、作付面積を増やしたいと思い、譲渡人に相談しました。譲渡人も市外在住で申請地の管理が困難だったため、贈与での話がまとまり、申請を行ったものです。

譲受人の権利取得後の経営面積は184アールとなり下限面積の40アールを超えています。

また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号3番の1案件を41番 惠良健一 委員にお願いいたします。

41番委員 41番、千歳の惠良健一です。11月6日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号3番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●●●さんへの贈与による所有権の移転についてであります。

譲受人は、自身の経営地に隣接している申請地を約20年前より管理していましたが、譲渡人より贈与したいと相談があり、譲受人も利便性が良いことから話がまとまり今回申請するものです。

譲受人の権利取得後の経営面積は64アールとなり下限面積の40アールを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第66号の番号1番から番号3番までの3案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 質疑が無いようでありますので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第66号の番号1番から番号3番までの3案件については、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第66号の番号1番から番号3番までの3案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 66 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第 67 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 引き続き、議案書の 1 ページをご開きください。あわせて、概要書と事前に配布しています図面もお開きください。

「議案第 67 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」

(議案書のとおり、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について朗読)

なお、この 3 番案件につきましては、3000 m²を超えていますので、今月 20 日に開催されます、県の常設審議委員会での意見聴取案件となります。

以上、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

ここで、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、地区審査会の報告を求めます。

まず、番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件を 13 番 神田隆善 委員にお願いいたします。

13 番委員 13 番 三重の神田隆善です。11 月 7 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 1 番と 2 番の案件についてですが、関連がありますので一括してご報告したいと思います。

申請人 案件 1 番●●●●さん 案件 2 番●●●●さん 親子の農地の転用の件についてであります。

申請地は、山際の耕作に不適な農地であったため、平成 2 年 8 月頃、亡世帯主が玉田 2176 番・2177 番 1・2177 番 2 にくぬぎ 85 本、玉田 2543 番にくぬぎ 30 本、玉田 2182 番 1・2182 番 2 にくぬぎ 150 本を植林し、これまで山林として管理してきました。

今回、相続登記の手続きの際に、違反転用であることが分かり、是正のための申請を行ったものです。

審査の結果、許可基準の農地区分第 2 種農地のその他の農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のカの (イ) の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号 3 番の 1 案件を 7 番 森田孝市 委員にお願いいたします。

7 番委員 7 番、千歳の森田孝市です。

11 月 6 日に行いました、千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 3 番の案件についてですが、申請人●●●●さんの農地の転用の件についてであり

ます。

申請地は、三方山林に囲まれた耕作に不適な農地であり、申請者が高齢で後継者もおらず、農地の管理が困難なことから、今後は桜を37本植林し植林用地として管理していきたいため、申請を行ったものです。

審査の結果、許可基準の農地区分 第2種農地のその他の農地 に該当し許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)の(イ)の、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによっては、当該申請に係る事業の目的を達成することができないため に該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第67号の番号1番から番号3番までの3案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 質疑が無いようでありますので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第67号の番号1番から番号3番までの3案件につきまして、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

議長 これから採決します。議案第67号の番号1番から番号3番までの3案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第67号 農地法第4条の規定による許可申請について」の番号1番から番号3番までの3案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第68号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案書の2ページをご開きください。
「議案第68号 農地法第5条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号1番及び番号2番までの2案件について朗読)
以上、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは、番号1番及び番号2番の2案件について、地区審査会の報告を求めます。

番号1番の1案件を13番 神田隆善 委員にお願いいたします。

13 番委員 13 番 三重の神田隆善です。11 月 7 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 1 番の案件についてですが、譲渡人●●●●さん・●●●●さんから譲受人●●●●●さんへの所有権の移転が伴う、農地の転用の件についてであります。

譲受人は、現在宇目町に住んでいますが、妻の勤務地や子の通学先など将来的なことを考えて、三重町での住宅の建築を計画しました。適当な土地を探していたところ、申請地を見つけ譲渡人に相談した結果、譲渡人も申請地の取扱に苦慮していたため、売買での話がまとまり、申請するものです。

審査の結果、許可基準の農地区分第 2 種農地のその他の農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のカの (イ) の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 次に、番号 2 番の 1 案件を 1 番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。

1 番委員 1 番 緒方の麻生祐三子です。11 月 6 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号 2 番の案件についてですが、譲渡人●●●●●さんから譲受人●●●●●株式会社 代表取締役 ●●●●●さんへの所有権の移転を伴う、農地の転用の件についてであります。

譲受人は農機具の管理及び販売等を行う法人です。申請地は、境界確認が不十分なまま平成 6 年 5 月頃に敷地を越境して倉庫を建築し、併せて擁壁を設置し、これまで事務所拡張用地として利用してきました。今回、近接地の分筆に伴って測量を行った際に越境しており、申請地の転用許可が必要なことが分かり、必要最低限で分筆後に無断転用の是正のため申請を行ったものです。

審査の結果、許可基準の農地区分は第 1 種農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものはなく、第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の e の (e) の既存施設の 2 分の 1 を越えない拡張に該当すると認められ、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 68 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第 68 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件につきまして、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

議長 これから採決します。議案第 68 号の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 68 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」の番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、「議案第 69 号 現況証明（非農地証明）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の 2 ページをご開きください。あわせて、概要書もお開きください。
「議案第 69 号 現況証明（非農地証明）について」
（議案書のとおり、番号 1 番の 1 案件について朗読）
以上、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。
それでは、番号 1 番の 1 案件について、地区審査会の報告を求めます。
番号 1 番の 1 案件を 13 番 神田隆善 委員をお願いいたします。

13 番委員 13 番 三重の神田隆善です。
11 月 7 日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。
番号 1 番の案件については、申請者●●●●さんの非農地証明願いについてであります。
申請地は管理を依頼していた方から返却され、自身も仕事の都合で管理できないため、申請したものです。
判断基準は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合又はその土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当します。
地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないとなりました。
以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 69 号の番号 1 番の 1 案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。
審査報告は、議案第 69 号の番号 1 番の 1 案件につきまして、発行基準に該当するとの報告であります。
これから採決します。議案第 69 号の番号 1 番の 1 案件について、原案のとおり証明す

ることに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 69 号 現況証明（非農地証明）について」の番号 1 番の 1 案件については、原案のとおり証明することに決定されました。

議長 次に、「議案第 70 号 空き家に付随した農地の指定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の 2 ページをご開きください。
「議案第 70 号 空き家に付随した農地の指定について」
(議案書のとおり、番号 1 番の 1 案件について朗読)
以上、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。この議案につきましては、空き家バンクの物件に付随した農地の指定について審議するものです。

それでは、議案第 70 号について、これより質疑を許可します。

10 番委員 10 番 朝地の矢野源平です。

番号 1 番案件についてですが、水利はどうなっているのですか。また、空き家バンクの空き家に付随する農地として登録できる農地面積は上限はいくらですか？

事務局 空き家に付随する農地につきましては、まちづくり推進課で空き家バンクに登録する際に付随させることができますが、このときに水利の確認までは行っていません。また、下限面積を 100㎡以上ということで以前皆様にお諮りした経緯はありますが、上限につきましては決めておりません。あくまで申請者の希望の面積です。

議長 他に質疑はありませんか。無いようでありますので、質疑を打ち切り、これより採決します。議案第 70 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、「議案第 70 号 空き家に付随した農地の指定について」は、原案のとおり決定されました。

議長 次に、「議案第 71 号 農地移動適正化幹旋委員の指名について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の 3 ページをご開きください。

「議案第 70 号 空き家に付随した農地の指定について」
(議案書のとおり、番号 1 番及び 2 番の 2 案件について朗読)
以上、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に、質疑はありませんか、無いようでありますので、質疑を打ち切ります。
幹旋委員は、農業委員会が指名することとなっております。あらかじめ地区審査会等で推薦されていますので、私から幹旋委員を指名いたします。

それでは、番号 1 番の案件を、10 番 矢野源平 委員と 33 番 小野幸人 委員にお願いします。また、番号 2 番の案件につきましては、7 番 森田孝市 委員と 41 番 恵良健一 委員にお願いします。

なお、この案件については、お世話していただく幹旋委員をご指名いたしました。迅速かつ適切な幹旋処理を行うためには、幹旋委員のみならず、他の農業委員さんの支援や協力も不可欠であると考えています。積極的な情報の提供等、御支援、御協力のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に、「議案第 72 号 令和 2 年度豊後大野市農地等利用最適化推進施策に関する意見・要望について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第 72 号「令和 2 年度 豊後大野市農地等利用最適化推進施策に関する意見・要望」について。

農業委員会等に関する法律第 38 条の規定に基づき、別紙のとおり、「令和 2 年度 豊後大野市農地等利用最適化推進施策に関する意見・要望」を行うことについて農業委員会の決定を求める。令和元年 11 月 15 日提出。豊後大野市農業委員会 会長 後藤 敏生。

資料に基づきご説明いたします。本日お配りした「資料 3」と、事前に送付した議案書をご用意ください。

(「資料 3」及び議案書の内容に沿って説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

事務局から説明がありましたように、市への要望につきましては、6 月に委員皆さんからご提出をいただきました意見や要望、さらには、「令和元年度明日の農政を考える集い」での意見や要望などについて、農政委員会、さらには役員会等で慎重に協議を重ね、とりまとめを行ってまいりました。

要望の内容につきましては、事前に配付いたしておりますので、ご覧いただいていると思います。早速、議案第 72 号について、農業委員、最適化推進委員皆さんの質疑を

許可します。

委員 [ありません]の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようでありますので、質疑を打ち切ります。要望につきましては、当農業委員会の総意の下で、市長に対し、意見や要望などを具申することから、これまでもその内容を農業委員会全体で賛同し、承認することとされております。したがって、今回も全員のご賛同でご承認いただきたいと思いますと考えておりますが、いかがでしょうか？

委員 [承認]の声多数

議長 ありがとうございました。「議案第72号 令和2年度豊後大野市農地等利用最適化推進施策に関する意見・要望について」は、全員の賛同の下、原案のとおり承認されました。なお、本日も承認いただいた要望内容の趣旨や方向性は変えず、表現や字句などを再度チェックし、最終案をとりまとめ、12月17日に役員会のメンバーで、市長に対し、要望書を提出したいと考えておりますので、ご了承をお願いします。

議長 これをもちまして、令和元年第11回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。
(とき、午前11時56分)

議事録署名委員 3番委員

田島茂

〃

4番委員

清田義幸

